

## 船舶国籍証書の再交付申請

船舶法第 12 条

(総トン数 20 トン以上の日本船舶)

### 【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

### 【提出時期】

船舶国籍証書が滅失したと分かった時から 2 週間以内

### 【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

### 【添付書類】

なし

### 【手数料】

・船舶国籍証書の再交付手数料(船舶法施行細則第 51 条)

4,500 円

7,500 円(英語併記の場合)

※所定の様式〔手数料様式第 2 号〕に収入印紙を貼付

### 【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)

又は、運輸支局(事務所)